

「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に関する意見募集」  
に対して提出された意見及び総務省の考え方

## 1. 総論

No.	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
No. 1	全体	<p><b>【要約】</b>            基本的には異論はない。適切な制度運用が行われるよう要望。</p> <p><b>【意見全文】</b>            今回の省令等改正案は、新たな放送・通信融合法制の具体的な運用を定めるものと理解しており、その内容には、基本的には異論はありません。</p> <p>ただし、規制体系の変更に伴って規律の強化が必要な場合であっても、それは、一般にその目的に照らして必要最小限の範囲のものであるべきであることから、放送事業者にとって過重な負担や事務作業を課すものとならないように、適切な制度運用が行われるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【日本放送協会】</b></p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>
No. 2	全体	<p><b>【要約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般の省令整備について、基本的に異議なし。</li> <li>・ 1衛星当たりの搭載チャンネル配置を含めた衛星運用についての配慮等を要望。</li> </ul> <p><b>【意見全文】</b>            BS デジタル放送のレシーバーが1億台を超えた今日の状況からも、衛星放送の社会的影響は格段に重くなっていると認識しています。新放送法において、衛星放送が「基幹放送」の範疇に明確に位置づけられたことは時宜にかなったものであり、そのことに伴う社会的責任として、「放送における安全・信頼性の確保」にかかわる部分も含め、今般の省令整備について、基本的に異議はありません。なお、新省令の運用においては、衛星放送の特性に応じた配慮をお願いいたします。</p> <p>具体的には、予備衛星や予備地球局（副局）を配置し、安全・信頼</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>

		<p>性の確保に万全を期していますが、宇宙空間では想定外の不具合発生も考えておかねばなりません。当社としては、万一、衛星に不具合が発生した場合には、最も安全な回避策として、予備衛星に当該衛星で運用中の複数のチャンネルを切り替える対応をとることとし、この切り替え時間の短縮に努力を重ねております。この点をご理解の上、1衛星当たりの搭載チャンネル配置を含めた衛星運用につきご配慮をお願いいたします。</p> <p>当社は、平成23年10月から新しい衛星による基幹放送局提供事業を開始する予定です。この関連の免許手続きや放送局設備供給契約手続きが新放送法等の施行時期と重なると予想されることから、当社が円滑に基幹放送局提供事業を開始できるようご指導をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 放送衛星システム】</p>	
No. 3	全体	<p>【意見全文】</p> <p>改正放送法および関係省令の適用関係等の解釈、判断に迷う様な場合が生じた際には、適宜ご相談やご指導を頂くと共に、運用・解説等に関する情報を可能な限り詳細に公開して頂きますよう併せてお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>

## 2. 電波監理審議会諮問事項

No.	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
1. マスメディア集中排除原則関係			
No. 1-1	<p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</p> <p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</p>	<p><b>【要約】</b>            本改正案を歓迎するが、まだ不十分と考える。ラジオ・テレビ局の規制は依然として厳しく、マスメディア集中排除原則の適用除外とする対象をラジオ局4局までに限定する趣旨も不明。ラジオの社会的媒体価値を継続するためにはさらなる緩和が早急に必要。</p> <p><b>【意見全文】</b>            時代に合った規制緩和が若干進み歓迎しておりますがまだ不十分と考えております。新聞、インターネットに規制がないのと比べるとラジオ・テレビ局の規制は依然として厳しく、バランスが悪いと考えます。また4局までに限定されている根拠が不明です。欧米ではラジオ局がロールアップされているにもかかわらず、日本ではいまだ進まない状況で、現状が長引きますと廃業する局が続出しかねない状況にあると考えております。一方で、今回の大震災で見られましたようにラジオの重要性は再認識されており、ラジオの社会的媒体価値を継続するためにもさらなる緩和が早急に必要と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【ネクストキャピタルパートナーズ（株）】</p>	<p>○ 基本的に本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ 今回のマスメディア集中排除原則の改正は、現時点において、テレビ局はラジオ局ほど経営状況の悪化が顕在化していないことから、テレビ局とラジオ局を区分して、ラジオ局を中心とした改正とするものです。</p> <p>○ ラジオ局に係る改正は、緩和による経営の選択肢拡大に係るメリットとマスメディア集中排除原則の政策目的である多元性、多様性、地域性への影響とを比較衡量した結果、現時点において必要十分な措置として、ラジオ局4局までをマスメディア集中排除原則の適用除外とするものです。</p> <p>○ 具体的には、メディアの過度な集中を避けつつ、ラジオ局の経営の選択肢を拡大するため、無制限にマスメディア集中排除原則の適用除外とするのではなく、適用除外とする局数に一定の上限を設けることが適当であり、現時点では下記の事情を勘案して、4局までとするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過半数の都道府県において、AM・FM各1局の2局体制であり、同一放送対象地域内での連携が当該2局間で行うことが可能となること。</li> <li>・ 異なる放送対象地域間における地域をまたぐ</li> </ul>

			連携についても、同一放送対象地域内と同程度の自由度（2局）を与えることが適当であること。
No. 1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</li> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</li> </ul>	<p><b>【要約】</b> 本改正案は、民放連や民放各社の要望が一定程度反映されたものとして評価。放送対象地域が重複する場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和等、引き続き、マス排原則の緩和を要望。</p> <p><b>【意見全文】</b> 2. マスメディア集中排除原則について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般の制度案で示された、①放送対象地域が重複しない場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和、②1事業者が所有できるラジオ局の数を「4まで」とする緩和は、かねてからの民放連や民放各社の要望が一定程度反映されたものとして評価します。</li> <li>・ これらの緩和措置とともに、民放連は本年1月20日付で総務大臣に提出した「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」において、放送対象地域が重複する場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和、役員兼務規制の緩和、地上ラジオ放送とコミュニティ放送（FM）の兼営容認などを要望しています。行政において引き続き、マスメディア集中排除原則の緩和を検討することを要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【(社) 日本民間放送連盟】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</li> <li>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
No. 1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</li> <li>・ 基幹放送の業</li> </ul>	<p><b>【要約】</b> 本改正案は民放連やラジオ事業者からの要望を反映されたものとして評価。地上ラジオ放送とコミュニティ放送の兼営容認等、引き続き、検討を要望。</p> <p><b>【意見全文】</b> 今回の制度案で示された、議決権保有割合に関する「支配」の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</li> <li>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

	<p>務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</p>	<p>の緩和や、1事業者が所有できるラジオ局の数の緩和は、民放連やラジオ事業者からの要望を反映されたものとして評価いたします。さらには、地上ラジオ放送とコミュニティ放送の兼営容認、1事業者が所有できるラジオ局数の更なる緩和など、今後の状況や実状を勘案しながら、引き続き行政にて検討いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【(株) TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p>	
<p>No. 1-4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送法施行規則</li> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</li> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</li> </ul>	<p>【要約】</p> <p>改正後案の放送法施行規則改正第176条により、ある1の者が、認定放送持株会社の議決権を10%超から33%以下の範囲内で保有している場合、その子会社である放送局の放送対象地域と重複する放送対象地域において放送する特別地上基幹放送事業者であるラジオ局に対しては10%超の議決権を保有することができないことになるが、当該ある1の者がその議決権を100%まで保有可能となるように手直しを要望。</p> <p>【意見全文】</p> <p>今回の省令改正案で、「ラジオ局（コミュニティ放送を除く）」について、放送対象地域の重複にかかわらず、4局までマスメディア集中排除原則の適用除外とする特例が新設される（※1）。</p> <p>これに伴い認定放送持株会社のマス排に係る省令も手直しされる（※2）</p> <p>この結果、認定放送持株会社とは関係なく4局のラジオ局を支配すること、あるいは認定放送持株会社の子会社として4局のラジオ局を持つことは認められる。その場合、4局の放送対象地域が重複していても構わない。</p> <p>しかしながら、放送法施行規則改正案第176条第1項によって、ある1の者が、認定放送持株会社の議決権を10%超から33%以下の範囲内で保有し、そしてその子会社である放送局の放送対象地域と重複する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行放送法第52条の35（今回の法改正でも同内容を規定（新放送法第164条））に規定する認定放送持株会社に対する議決権保有制限制度は、認定放送持株会社の子会社に係るマスメディア集中排除原則の特例を設けている一方で、認定放送持株会社の株主についてまで特例を認めることが適当でないことから、従来より設けられている規律であって、今回のラジオ局を中心としたマスメディア集中排除原則の改正とは直接関係がないことから、保有基準割合は原案のとおりとすることが適当と考えます。</li> <li>○ ご要望については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

	<p>放送対象地域において放送する地上基幹放送事業者（「特別地上基幹放送事業者」という。）の議決権を保有するときには、その割合は10%を超えてはならないとされている。（※3）</p> <p>そこで、今回の省令改正の整合性からみて放送法施行規則改正案第176条については、ある1の者が、認定放送持株会社の議決権を10%超から33%以下の範囲内で保有し、その子会社である放送局の放送対象地域と重複する放送対象地域において放送する特別地上基幹放送事業者がラジオ局の場合には、その議決権を100%まで保有可能となるように手直しを要望する。</p> <p>（※1）基幹放送局の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案第3条第1項第1号・同項第2号</p> <p>（※2）基幹放送局の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案第4条第1項第1号・同項第2号</p> <p>（※3）放送法施行規則の一部を改正する省令案第176条第1項 【(株)日経ラジオ社】</p>	
	<p><b>【要約】</b></p> <p>X社が、放送対象地域が重複しているテレビ局1局とラジオ局1局を同時に支配（10%超の議決権保有）している場合、当該テレビ局の放送対象地域とは重複しないが、当該ラジオ局の放送対象地域とは重複する放送対象地域において放送するテレビ局に対しては、X社は何%まで議決権を保有することができるのか、確認されたい。</p> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>地上放送局全般（テレビ局、5局目以降のラジオ局、コミュニティ放送）について、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有割合に係る支配基準が、現行の「20%以上」から「33.3333%超」に改正される。（※）</p>	<p>○ X社が、放送対象地域が重複しているテレビ局①1局とラジオ局1局とに対して同時に支配関係を有する（それぞれに対して十分の一超の議決権保有）ことは、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案第3条第1項第2号の規定の適用により可能ですが、この場合、X社と、テレビ局①の放送対象地域とは重複しないがラジオ局の放送対象地域とは重複する放送対象地域において放送するテレビ局②との関係については、ラジオ局とテレビ局②の放送対象地域が重複することから、同省令案第8条第1項の規定</p>

		<p>改正案の概要では、X社がA県にあるテレビ①の議決権の33.33333%超を持ち（支配し）、同時にB県のテレビ②の議決権の33.33333%まで保有することが可能だと、図示されている。</p> <p>そこで、X社が、放送対象地域が重複しているテレビ局1局とラジオ局1局を同時に支配（10%超の議決権保有）している場合、当該テレビ局の放送対象地域とは重複しないが、当該ラジオ局の放送対象地域とは重複する放送対象地域において放送するテレビ局に対しては、X社は何%まで議決権を保有することができるのか、確認されたい。</p> <p>(※) 基幹放送局の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第5条第1号・第8条第2項</p> <p style="text-align: right;">【(株)日経ラジオ社】</p>	<p>が適用され、議決権保有割合が十分の一を超える場合は「支配関係」に該当します（逆に言えば、X社はテレビ局②の議決権を十分の一まで保有することが可能です。）。</p>
No. 1-5	<p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第5条第1号・第8条第2項</p> <p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第10度CSの規制に合わせる等の緩和を要望。</p> <p>・ 衛星基幹放送のマスメディア集中排除原則を抜本的に見直すべき。</p> <p>・ 具体的には、BSに関するマスメディア集中排除原則を現行の110度CSの規制に合わせる等の緩和を要望。</p> <p>・ 地上放送について、放送対象地域が異なる場合の議決権保有割合に関する支配基準を緩和したことは妥当だが、放送対象地域が重複する場合についても緩和を要望。役員兼務の支配基準についても、現行の「5分の1超」から「3分の1超」へ緩和するよう要望。</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ局とラジオ局を区分して、ラジオ局に関する基準を緩和したことは妥当。</li> <li>・ 地上放送について、放送対象地域が異なる場合の議決権保有割合に関する支配基準を緩和したことは妥当だが、放送対象地域が重複する場合についても緩和を要望。役員兼務の支配基準についても、現行の「5分の1超」から「3分の1超」へ緩和するよう要望。</li> <li>・ 衛星基幹放送のマスメディア集中排除原則を抜本的に見直すべき。</li> <li>・ 具体的には、BSに関するマスメディア集中排除原則を現行の110度CSの規制に合わせる等の緩和を要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ局とラジオ局を区分して、ラジオ局に関する基準を緩和したことは妥当な措置と考えます。</li> <li>・ 地上放送について、放送対象地域が異なる場合の議決権保有割合に関する支配基準を緩和したことは妥当と考えますが、放送対象地域が重複する場合についても、経営の選択肢拡大の観点から、支配</li> </ul>	<p>(1点目について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</li> </ul> <p>(2点目、3点目及び4点目について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放送対象地域が重複する場合におけるテレビ局に対する議決権保有割合に係る支配基準については、現時点においては、テレビ局はラジオ局ほど経営状況の悪化が顕在化していないことから、「支配関係」の基準は、原案のとおり、十分の一超と現状維持とすることが適当と考えます。</li> <li>○ その他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

		<p>基準を現行の「10分の1超」から「5分の1以上」に緩和するよう要望します。これに合わせ、役員兼務の支配基準についても、現行の「5分の1超」から「3分の1超」へ緩和するよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星基幹放送については、既存の制度をそのまま移行していますが、別個の規制を継ぎはぎで足し合わせてきた結果、複雑で難解かつ合理性に欠ける面がみられます。今回の放送法改正の大きなテーマが「集約・整理」であることに鑑み、衛星基幹放送のマスメディア集中排除原則を抜本的に見直すべきと考えます。</li> <li>具体的には、BSの多チャンネル化が進み、従来の厳格な規制の必要性が薄れていることを踏まえ、BSに関するマスメディア集中排除原則を現行の110度CSの規制に合わせる形で統一したうえで、一定程度の緩和を要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	
No. 1-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</li> <li>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</li> </ul>	<p><b>【要約】</b> 本改正案は民間放送界の要望が反映されたものとして評価。放送対象地域が重複する場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和等、引き続き検討を要望。</p> <p><b>【意見全文】</b> 今回の制度案で示された、①放送対象地域が重複しない場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和、②1事業者が所有できるラジオ局の数を「4まで」とする緩和は、かねてからの民間放送界の要望が反映されたものとして評価します。 これらの緩和措置とともに、放送対象地域が重複する場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和、役員兼務規制の緩和などマスメディア集中排除原則の緩和が引き続き検討されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)毎日放送】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</li> <li>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
No. 1-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送の業</li> </ul>	<p><b>【要約】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</li> </ul>

	<p>務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</p> <p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</p>	<p>本改正案は民放連や民放各社の要望が一定程度反映されたものとして理解し評価。引き続き、マスメディア集中排除原則緩和の検討を要望。</p> <p>【意見全文】</p> <p>1 事業者が所有できるラジオ局の数を「4まで」とする緩和は、かねてからの民放連や民放各社の要望が一定程度反映されたものと理解し評価いたします。</p> <p>尚、民放連は本年1月20日付で総務大臣に提出した「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」の中で、地上ラジオ放送（コミュニティ放送を含む）においては放送対象地域の重複の有無に関わらず、「出資比率規制」、「役員兼務規制」のいずれも当原則の適用除外の要望を行っています。今後もこの要望に沿い、さらに、東日本大震災後の地上ラジオ放送の意義、及びその経営の在り方を踏まえながら検討されることを望みます。</p> <p>【(株)ニッポン放送】</p>	<p>○ その他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>
No. 1-8	<p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</p> <p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の改正により同時に保有できるラジオの局数を「4局まで」とする根拠が不明。</li> <li>ラジオ放送の多様性を保つための環境整備や制度整備を要望。既存ラジオ局で働く労働者の雇用確保や労働条件が下がることが無い措置や経営困難におちいった放送局救済のための、マスメディア集中排除原則の緩和のほかの実効性のあるスキームを早急に検討することを要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>「経営の自由度を高める」観点からの上記改正について、経営困難局にとっては、経営者によって経営の効率化に伴う人員削減や番組制作費等の経費削減などが加速される可能性が大きく、ラジオメディアの未来について懸念を抱かざるを得ません。</p>	<p>(1点目について)</p> <p>○ 2. No.1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p> <p>(2点目について)</p> <p>○ 今回のマスメディア集中排除原則の改正は、悪化するラジオ局の経営状況を踏まえ、ラジオ局を中心に経営の選択肢拡大に資するための措置です。</p> <p>○ マスメディア集中排除原則の改正以外の、経営困難の放送局に係る救済措置についての検討に関するご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>省令案</p>	<p>また、マスメディア集中排除原則の「放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため」という前提において、その表現の自由が制約される可能性も否めないと考えます。</p> <p>ラジオ全体の広告収入はピークの1991年・2,406億円から2010年の1,299億円までに落ち込んでおり（電通発表「日本の広告費」より）、それに伴って、ラジオの放送現場の労働環境はいよいよ厳しさを増しています。今回の東日本大震災において民放ラジオ局の重要度が再認識され、評価されました。聴取者に良質なコンテンツを提供するために、これ以上労働環境の悪化を看過することは出来ません。</p> <p>以上の考え方に基づき、省令改正の該当部分について、以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>1、何故、「4局」なのか？</p> <p>今回の改正により同時に保有できるラジオの局数をいきなり「4局まで」認めることとする根拠が不明です。</p> <p>2、既存ラジオ局の再編に伴って、経営統合がなされた場合、経営者は「経営の効率化」を理由に、従業員の削減や、番組制作費等の経費削減を実施する可能性が高いと考えています。また、複数局の番組の共有化（違う放送局で同じ番組を放送する）がさらに進行し、聴取者はますます、「どの局を聴いても同じ（ような）番組」の聴取を強いられることになり、ラジオ番組の独自性が損なわれることにつながります。ラジオ放送の多様性を保つための環境整備や制度整備を求めます。</p> <p>また既存ラジオ局で働く労働者の雇用確保や労働条件が下がることが無い措置を設けるとともに、経営困難におちいった放送局救済</p>	<p>ただきます。</p>
--	------------	---	---------------

		<p>のために、マスメディア集中排除原則の緩和のほかに、より実効性のあるスキームを早急に検討することを求めます。</p> <p>【日本民間放送労働組合連合会】</p>	
No. 1-9	<p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</p> <p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</p>	<p>【要約】</p> <p>原案に示された改正案については評価。引き続き、マスメディア集中排除原則緩和の検討を要望。</p> <p>【意見全文】</p> <p>▽放送対象地域が重複しない場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和（上限『20%』を『33・33333%』に引き上げ）▽1事業者が所有できるラジオ局の数を「4まで」とする一緩和については評価いたします。</p> <p>一方で、放送事業者の経営の選択肢の拡大を図るため、①放送対象地域が重複する場合の議決権保有割合に関する「支配」の基準の緩和②役員兼務規制の緩和③地上放送局とBS放送局の合併・兼営④認定放送持株会社が子会社とし得る地上放送局数（12局以下）の拡大一など、引き続き、マスメディア集中排除原則の緩和を検討することを要望いたします。</p> <p>【(株) テレビ朝日】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ その他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>
No. 1-10	<p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</p> <p>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回示された、議決権保有割合に関する支配基準の緩和や一事業者が所有できるラジオ局数の緩和は適切なものと評価。更なるマスメディア集中排除原則緩和の検討を要望。</li> <li>・ 認定放送持株会社の審査事項である「資産要件」について要件の緩和を要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>今回示された制度での、議決権保有割合に関する支配基準の緩和や、一事業者が所有できるラジオ局数の緩和は適切なものだと考える。安定した放送事業経営やネットワーク全体の効率的経営の観点からは、</p>	<p>（1点目について）</p> <p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>（2点目について）</p> <p>○ 新放送法第159条第2項第3号（現行放送法（第52条の30第2項第3号）でも同内容を規定）に規定する認定放送持株会社の資産要件については、認定放送持株会社の実態として放送事業者を主要な子会社とする持株会社であることが必要であり、そうした実態が外形的に判断できるよ</p>

	持株会社の子会社に関する特例を定める省令案	<p>さらに裁量の余地を広げるべく、もう一段のマス排緩和の検討を要望する。</p> <p>また認定放送持株会社の審査事項である「資産要件」については、放送事業の安定的な基盤づくりの観点から、実態や現状に即した要件の緩和を要望する。持株会社の資本政策の遂行やグループ経営の効率化の追求を妨げることなく、事業展開の自由度を広げることを可能とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【(株) TBSテレビ】</p>	<p>うに設けられているものであり、その趣旨を踏まえて放送法施行規則に規定される資産の合計方法についても、原案のとおりとすることが適当と考えます。なお、本件ご要望は、マスメディア集中排除原則と関係するものではありません。</p>
No. 1-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</li> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案</li> </ul>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改正案は民間放送界の要望が反映されたものとして評価。今後とも、環境の変化に応じた制度の見直しを期待。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>民放ラジオ社である当社としては、一事業者が所有できるラジオ局の数を「4まで」とする緩和は、民放連や民放ラジオ社の要望が反映されたものであり、高く評価します。</p> <p>今後とも民放ラジオ社の環境の変化に応じて制度の見直しが行われることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 文化放送】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p>
No. 1-12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令案</li> <li>・ 基幹放送の業</li> </ul>	<p>【意見全文】</p> <p>概ね妥当である。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送 (株)】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p>

	務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案		
No. 1-13	基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案（マスメディア集中排除原則）	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本改正案は民間放送界の要望を反映されたものとして評価。引き続き、マスメディア集中排除原則緩和の検討を要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>ラジオをテレビとは別の基準で緩和する制度は当社としてもかねがね要望していたことでもあり、ラジオをめぐる厳しい状況の中、多様性を確保するものとして評価します。また、1事業者が支配できるラジオ局数を4としたことについても民放局の要望が一定程度反映されたものとして評価します。</p> <p>ただ、テレビについてもメディア状況の変化の中で、健全な経営を続け言論の多様性を維持していく必要があり、引き続き支配基準のさらなる緩和の検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送（株）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</li> <li>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
<b>2. 地上放送のハードソフトの分離・一致の手続関係</b>			
No. 2-1	ハード・ソフトの一括申請について	<p>【要約】</p> <p>情通審答申において、従前どおりハード・ソフト一致による放送形態を評価すべきとされたものと理解。今般の制度案や放送法関係審査基準等の下位法令の改正において、その趣旨が反映・明確化されるよう要望。</p> <p>【意見全文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</li> <li>○ 其他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

		<p>1. 地上放送におけるハード・ソフト一致の行政手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申（平成21年8月）では、「放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりも、その希望が優先されるよう、放送施設の設置者と放送の業務を行う者との関係に配慮した措置を講ずることが必要である」と明記されました。これは総合的な法体系（新放送法等）に移行した後も、地上放送の免許・認定の審査にあたっては、従前どおりハード・ソフト一致による放送形態を評価すべきとの趣旨と理解します。</li> <li>・ 今般の制度案や放送法関係審査基準等の下位法令の改正において、上記答申の趣旨が確実に反映されるとともに、それが明確化されるよう要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
No. 2-2	ハード・ソフトの一括申請について	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一致型を選択した事業者が、自らの事業より優先して他のソフト事業者へのハード事業の提供義務を負うことのないよう制度設計されるべき。</li> <li>・ ソフト事業者の認定申請にあたっては、ハード事業者の同意書を添付する等の規則を追加すべき</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上基幹放送において、いわゆるハード・ソフト一致型とハード・ソフト分離型の免許が選択制になりましたが、一致型を選択した事業者が、自らの事業より優先して他のソフト事業者へのハード事業の提供義務を負うことのないよう制度設計されるべきと考えます。</li> <li>・ 放送法（第93条第6項）、電波法（第6条第2項）等により、分離型を選択した場合であっても、ハード事業者とソフト事業者は、一括での申請・審査が前提とされていることから、上記要請は概ね担保されていると考えられますが、より確実な運用を期すためにも、</li> </ul>	<p>○ 法律上、ハード事業者とソフト事業者が申請する際に、それぞれの組合せとなる相手を記載することを求め、また、ハードの免許とソフトの認定の公示を同一の期間とすることにより、ハード事業者とソフト事業者が同時期に申請することが担保されております。なお、ご指摘の同意の有無については審査過程において当然に確認されます。</p>

		ソフト事業者の認定申請にあたっては、ハード事業者の同意書を添付する等の規則を追加すべきと考えます。 【(株) フジテレビジョン】	
No. 2-3	ハード・ソフトの一括申請について	<p>【要約】 情通審答申において、従前どおりハード・ソフト一致による放送形態を評価すべきとされたものと理解。今般の制度案や放送法関係審査基準等の下位法令の改正において、その趣旨が反映・明確化されるよう要望。</p> <p>【意見全文】 情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申（平成21年8月）では、「放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりも、その希望が優先されるよう、放送施設の設置者と放送の業務を行う者との関係に配慮した措置を講ずることが必要である」と明記されました。これは総合的な法体系（新放送法等）に移行した後も、地上放送の免許・認定の審査では、従前どおりハード・ソフト一致による放送形態を評価すべきとの趣旨と理解します。 特に日本の地上民間放送がこれまで地域に根ざした情報の提供、受信環境の整備をハード・ソフト一体の経営形態で実現してきた経緯に配慮し、今回の制度案や放送法関係審査基準等の関係法令の改正において、上記答申の趣旨が確実に反映され、それが明確化されるべきだと考えます。 【(株) 毎日放送】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ その他のご要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>
No. 2-4	ハード・ソフトの一括申請について	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情通審答申において、ハード・ソフト一致による放送形態を評価すべきとされたものと理解。下位法令の改正において、その趣旨が反映・明確化されるよう要望。</li> <li>ハード、ソフトが別々の行政手続きとなることで行政による放送</li> </ul>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>○ なお、放送の業務（ソフト）の認定にあたっては、従前からのハード・ソフト一致の放送について電波法の下で審査してきた事項のうち、ソフト部分に関する事項を用いることを想定し</p>

		<p>内容への関与が強まることがないように要望</p> <p>【意見全文】</p> <p>通信・放送の総合的な法体系答申には、ハード、ソフト一致による放送形態を免許・認定の際に評価する旨が記されていた。今後の下位法令の改正においては、答申の趣旨が確実に明文化されることを希望する。</p> <p>また、ハード、ソフトが別々の行政手続きとなることで、新制度の運用の段階で行政による放送内容への関与が強まることがないように希望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	<p>ており、新制度の運用において、行政による放送内容への関与が強まることはありません。</p>
No. 2-5	ハード・ソフトの一括申請について	<p>【要約】</p> <p>ハード・ソフト一致による放送の形態が維持されたことは評価。</p> <p>【意見全文】</p> <p>新放送法の体系においてもハード・ソフト一致による放送の形態が維持されたことは放送の社会的役割の維持からも重要であり評価します。今後の免許等の審査、手続き、省令等においてもこの点について配慮され、またこの制度が維持され続けることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p>
<b>3. 重大事故の報告関係</b>			
No. 3-1	重大事故報告関係（放送法施行規則第102・103条）	<p>【要約】</p> <p>今般示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、概ね適切。</p> <p>【意見全文】</p> <p>6. 放送の停止等の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民放事業者は「放送の停止等の報告」を従前より自主的に行っており、今般示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、概ね適切な内容と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	<p>○ 本案に対する賛成意見として承ります。</p>

No. 3-2	重大事故報告関係（放送法施行規則第102・103条）	【要約】 今般示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、概ね適切。	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
		【意見全文】 放送事業者は、現在でも放送事故が発生した場合には、自主的に報告を行っており、今回提示された規定については、概ね適切な内容と考えます。  【(株) TBSラジオ&コミュニケーションズ】	
No. 3-3	重大事故報告関係（放送法施行規則第102・103条）	【要約】 今般示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、概ね適切。	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
		【意見全文】 当社においては「放送の停止等の報告」を従前より自主的に行っていることから、今回示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、概ね適切な内容と考えます。  【(株) ニッポン放送】	
No. 3-4	重大事故報告関係（放送法施行規則第102・103条）	【要約】 今般示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、概ね適切。	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
		【意見全文】 現在でも放送事故が発生した場合には、放送事業者は行政に自主的に報告している。今回提示された規定については、概ね適切な内容と考えている。  【(株) TBSテレビ】	
No. 3-5	重大事故報告関係（放送法施行規則第102・103条）	【要約】 今般示された「報告を要する重大な事故」についての規定は、適切。	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
		【意見全文】 当社は、従前より放送停止等の事故が発生した際には、地上波放送	

		局としての公共的役割、社会的影響の大きさに鑑み自主的に報告をしてきました。今回の提示された「報告義務を負う事故の基準」は、これまでの当社の自主的な判断基準と齟齬のない内容であり、適切であると考えます。  【(株)文化放送】	
No. 3-6	重大事故報告関係（放送法施行規則第102・103条）	<p>【要約】 今般示された「報告を要する重大な事故」について評価。</p> <p>【意見全文】 これまで明確でなかった重大事故について、基準が明確化されたことを評価します。また、今回提示された基準は妥当であると考えます。 【朝日放送（株）】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
4. 通信・放送両用無線局関係			
No. 4-1	通信・放送両用無線局制度について	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹放送以外の無線通信の送信について、将来的にも自律的利用が法制度において保障されるよう要望。</li> <li>・ 本改正案は概ね適切な内容と考えるが、今後具体化される、同制度を活用した新規サービスの実態や事業者ニーズなどを踏まえ、柔軟な制度運用や制度の見直しが行われることを要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>4. 通信・放送両用無線局制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標記制度について、前述の情報通信審議会答申は、「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるものとはしないことが適当」としており、同答申を踏まえて改正電波法第6条において、基幹放送局の免許人が、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信ができることとされました。これは、基幹放送局の免許人が割り当てられた基幹放送用周波数を自らの意志で通信目的にも利用できることが法律で担保されたものであり、将来的にもこの自律的利用が法制度において保障されるよう要望します。</li> </ul>	<p>○ 通信・放送両用無線局の制度は、免許人の意思で自律的に運用することを前提としております。</p> <p>○ 基幹放送以外の無線通信の送信については、今後、新規サービスの実態や事業者ニーズ等を踏まえ、更に追加的な制度整備を検討することとしており、ご意見についてはその際のご要望として承ります。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>今般の制度案のうち、標記制度に関する規定は概ね適切な内容と考えますが、今後具体化される、同制度を活用した新規サービスの実態や事業者ニーズなどを踏まえ、柔軟な制度運用や制度の見直しが行われることを要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
No. 4-2	通信・放送両用無線局制度について	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今般示された基準は、適切な基準。</li> <li>基幹放送外の送信が基幹放送と識別されない措置に関しては基幹放送事業者自身が当該基幹放送外の送信サービスの提示方法について自主基準を設けて対処すべき。また、当該提示方法に関する制限は必要最小限であるべき。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送外の送信が基幹放送に支障を及ぼさないことが大前提であり、基幹放送事業者の災害放送が優先されることや基幹放送受信機へ影響を与えないこと、また、ハード・ソフト分離の場合に基幹放送事業者に承諾を得ることは、適切な基準と考えます。</li> <li>基幹放送外の送信が基幹放送と識別されない措置に関しては、基幹放送事業者自身が視聴者保護の観点から当該基幹放送外の送信サービスの提示方法について自主基準を設けて対処すべきものと考えます。今後、市場ニーズや視聴者リテラシーを踏まえ、創意工夫しながら生まれる新規サービスであり、その将来性や普及発展を阻害しないように、提示方法に関しての制限は必要最小限にとどめるべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	○ 2. No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-3	通信・放送両用無線局制度について	<p>【要約】</p> <p>割当周波数の別目的利用について、将来的にも、自律的な運用が法制度において保障されるよう希望</p>	○ 2. No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p><b>【意見全文】</b>  割当周波数の別目的利用は、義務付けるものではなく、あくまで免許人が自らの意思で自律的に運用することが制度の趣旨だと理解する。将来的にも、この自律的な運用が法制度において保障されるよう希望する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【(株) TBSテレビ】</b></p>	
No. 4-4	通信・放送両用無線局制度について	<p><b>【要約】</b>  今後の運用に際しては事業者の意見等に配慮し、適切な柔軟性を持たせることを要望。</p> <p><b>【意見全文】</b>  概ね妥当と思われるが、特に項二、項三、項五については、実際に事業者に求められる措置の内容や範囲に不明な点もあるので、今後の運用に際しては事業者の意見等に配慮し、適切な柔軟性を持たせることを要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【讀賣テレビ放送(株)】</b></p>	○ 2. No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 4-5	通信・放送両用無線局制度について	<p><b>【要約】</b>  この制度に関する規定は妥当。今後の社会状況の変化に合わせ柔軟な運用と制度の見直しが行われることを要望。</p> <p><b>【意見全文】</b>  放送をとりまく環境が変化する中で放送事業者が自らの意思でその無線局を通信に使用できることは、放送事業者が様々な社会の利便性に寄与することにつながり評価します。また、この制度に関する規定は妥当なものと考えますが、今後の社会状況の変化に合わせ柔軟な運用と制度の見直しが行われることを要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【朝日放送(株)】</b></p>	○ 2. No. 4-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
<b>5. その他（放送法施行規則関係）</b>			
No. 5-1	基幹放送局設備の定義について	<p><b>【要約】</b>  概ね妥当。</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。 ○ その他のご要望については、今後の参考とさせ

	(第3条)	<p><b>【意見全文】</b> 概ね妥当である。</p> <p>実際の適用に際しては、ソフト・ハードの分解点を単純に機械や設備の観点から固定的、一律に規定するのではなく、むしろ番組編成権をソフト事業者がコントロール、確保できるか否かの観点から判定される運用とすべきである。</p> <p style="text-align: right;"><b>【讀賣テレビ放送（株）】</b></p>	ていただきます。
No. 5-2	公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務（第66条）	<p><b>【意見全文】</b> 改正放送法第93条の認定の対象は、協会については現在のところ、衛星基幹放送に係る業務に限られるので、その趣旨を踏まえて誤解のないよう適切な規定とされるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【日本放送協会】</b></p>	○ ご指摘を踏まえ、第66条第1号の「(第七号に掲げるものを除く。)」を削除します。

### 3. 電波監理審議会非諮問事項

整理 No. (提出順)	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
1. 大臣裁定制度、新設されたあっせん・仲裁制度関係			
No. 1-1	「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第 129～137 条）	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大臣裁定制度が盛り込まれたことは極めて遺憾であり、当該制度は撤廃されるべき。</li> <li>今後策定される裁定の判断基準が、＜有線テレビジョン放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続き及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（平成 20 年 4 月）＞を踏襲することについて反対。</li> <li>上記ガイドラインは有テレ・地上放送両事業の均衡を図ったものに見直されるべき。</li> <li>紛争処理制度の、運用における判断基準の策定に当たっても、両事業者間の均衡が図られるものであることは勿論、再送信が行われる地域の地上放送事業者への影響についても考慮されるべき。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>地上放送事業者は区域免許制度に基づいて放送を行っており、区域外再送信は区域免許制度の形骸化を意味する。</p> <p>その上で放送事業者は、区域外再送信をすべて拒否するのではなく、有線テレビジョン事業者との協議を通して、放送普及計画に沿った 4 波までを認めるなど、最大限の譲歩を行ってきた。</p> <p>しかるに（新）放送法と当該施行規則改正案に、こうした民衆の協議を尊重することなく、有線テレビジョン事業者に一方的に有利な非対称規制である大臣裁定制度が盛り込まれたことは極めて遺憾である。地上放送の根幹をなす区域免許制度を崩壊させる大臣裁定制度は、撤廃されるべきであることを改めて主張する。</p> <p>また今後策定される裁定の判断基準が、＜有線テレビジョン放送事</p>	<p>○ 大臣裁定制度に係る規定は、現行有線テレビジョン放送法の同趣旨の制度について、なお進行中の当事者間の協議が各地に存在しており、引き続き法的拘束力を伴う制度を維持することによって、番組編集上の意図と受信者利益を保護し、再放送の適切な実施を図る必要があることから、改正放送法においても設けられたものです。</p> <p>「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続き及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）については、それまでの裁定制度運用に係る課題を踏まえ、放送事業者、有線テレビジョン放送事業者など関係の方々からも広くご意見をいただいた上、平成 20 年 4 月に策定されたものであり、総務省としては、同ガイドラインを踏まえ、制度の適切な運用に努めて参ります。</p> <p>また、新設される紛争処理制度（あっせん及び仲裁）は、当事者の合意に基づいて行われ、個々の事案ごとに当事者の意見を十分に聴取した上で紛争の解決を図るものであり、電気通信紛争処理委員会があらかじめ定めた基準に基づき判断を行う制度ではありません。また、当事者の意に反してあっせん・仲裁が強制されることはありません。</p>

		<p>業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続き及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（平成20年4月）&gt;を踏襲することについては反対であり、ガイドラインの見直しを要望する。</p> <p>ガイドラインは（旧）有線テレビジョン放送法の下で策定されたもので、（旧）放送法における地上放送の県域免許制度などの考えを反映していない。このたび（旧）放送法と（旧）有線テレビジョン放送法が統合されて（新）放送法が成立した以上、その立法精神に則り、ガイドラインは両事業の均衡を図ったものに見直されるべきと考える。</p> <p>また新設される紛争処理制度の、運用における判断基準の策定に当たっても、両事業者間の均衡が図られるものであることは勿論、再送信が行われる地域の地上放送事業者への影響についても考慮されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送（株）】</p>	<p>せん。</p> <p>個々の事案のあっせん・仲裁の過程において、あっせん委員・仲裁委員が必要と認めるときは、再放送が行われる地域の地上放送事業者を含む関係者から意見の聴取を行うことも可能です。</p>
No. 1-2	<p>「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第129～137条、電気通信事業紛争処理委員会手続規則）</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新放送法への移行後に、行政において大臣裁定制度の撤廃を検討するようあらためて要望。</li> <li>・ 「あっせん・仲裁制度」において、「再放送が行われる地域の地上民放テレビ事業者」の意見を聴取することができるよう運営規則等での担保措置を要望。</li> <li>・ 新たな義務再放送制度について、指定再放送事業者が義務再放送を確実にしているかどうかを行政として確認する仕組み等その実効性を担保するための措置が必要。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>3. ケーブルテレビ等の再放送（再送信）制度と紛争処理制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「放送」の定義を広げ、地上放送と有線テレビジョン放送を「放送」と位置づけるにもかかわらず、地上放送の根幹をなす県域免許制度</li> </ul>	<p>（1点目及び2点目について）</p> <p>○ 3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p> <p>（3点目について）</p> <p>○ 義務再放送制度については、改正放送法第140条第2項により義務再放送に係る契約約款の届出が義務づけられ、当該業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、総務大臣は改正放送法第141条により役務提供条件変更や業務方法の改善を命ずることができるなど、担保措置が法定されています。義務再放送の提供状況に係る任意の調査等も必要に応じて実施し、制度上の措置の適切な運用と合わ</p>

		<p>と整合性を欠くケーブルテレビ再放送同意に関する「大臣裁定制度」を新放送法で存置することは不適切である旨、かねてから当連盟は主張してきました。新放送法への移行後に、行政において大臣裁定制度の撤廃を検討するようあらためて要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上テレビ放送の再放送同意に関する新たな紛争処理制度として、電気通信紛争処理委員会による「あっせん・仲裁制度」が新放送法で追加されました。地上テレビ放送の区域外再放送をめぐる紛争について「あっせん・仲裁」が行われる際は、再放送同意の申し込みを受けた地上民放テレビ事業者のみならず、重要な利害関係者である「再放送が行われる地域の地上民放テレビ事業者」の意見を聴取することが不可欠であり、そのための運営規則等での担保措置を要望します。</li> <li>・ 新放送法に盛り込まれた新たな義務再放送制度は、その実効性を担保するための措置が必要と考えます。「義務」＝義務再放送を果たす事業者には、「権利」＝紛争処理制度を使うことができるようにすることが、新放送法における有線テレビジョン放送の指定制度の趣旨とされていますが、これを担保するためには、指定再放送事業者が義務再放送を確実にしているかどうかを行政として確認、検証、公表する仕組みが必要です。そうした仕組みを欠き、指定制度および義務再放送制度が形骸化することを懸念します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	<p>せ、実効性を確保して参ります。</p>
No. 1-3	<p>「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第129～137条、電気通信事業紛争処理</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新放送法への移行後に、行政において大臣裁定制度の撤廃を検討するよう要望。</li> <li>・ 電気通信紛争処理委員会による「あっせん・仲裁」が行われる際は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「再放送が行われる地域の地上民放テレビ事業者」の意見を聴取すること</li> </ul> </li> </ul>	<p>○ 3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

	委員会手続規則)	<p>② 区域外再放送同意の申し込みを受けた地上民放テレビ事業者の著作権および著作隣接権を考慮することを正しく評価し、クリームスキミングの防止に留意することが制度の実効性につながる。</p> <p>【意見全文】</p> <p>地上放送の根幹をなす地域免許制度と整合性を欠くケーブルテレビ区域外再放送の同意に関する「大臣裁定制度」を新放送法で存置することは不適切であり、新放送法への移行後に、行政において大臣裁定制度の撤廃を検討するようあらためて要望します。</p> <p>また、再放送同意に関する新たな紛争処理制度として追加されました電気通信紛争処理委員会による「あっせん・仲裁」が行われる際は、</p> <p>① 重要な利害関係者である「再放送が行われる地域の地上民放テレビ事業者」の意見を聴取することが不可欠であること。</p> <p>② 区域外再放送同意の申し込みを受けた地上民放テレビ事業者の著作権および著作隣接権を考慮すること。</p> <p>「大臣裁定制度」では取り上げられていない上記二点を正しく評価し、クリームスキミングの防止に留意することが、「あっせん・仲裁」を実効あるものにすると考える。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ（株）】</p>	
No. 1-4	「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第129～137条）	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大臣裁定制度が（新）放送法に存置されることは反対であり、見直しを要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>（新）放送法は（旧）有線テレビジョン放送法が抱えていた「再放送に係る大臣裁定制度」と「地域免許制度を基軸とする放送法・電波法」との大きな矛盾点を放置したまま踏襲したものと言える。</p> <p>昭和61年に制定された大臣裁定制度が、当時と様変わりしたメディア環境の中で、根本的問題を先送りしたまま、（新）放送法に存置され</p>	○ 3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

	<p>ることは反対であり、見直しを要望する。</p> <p>(理由) これまで放送事業者は機会あるごとに有線テレビジョン放送法の大臣裁定制度の撤廃を要望してきた。昭和61年に導入された有線テレビジョン放送法の大蔵省裁定制度は、放送事業者にとって著しく不利な「非対称規制」であると同時に、電波行政の根幹である地域免許制度を形骸化するものであった。当時国は、大臣裁定制度について、零細なケーブルテレビ産業の育成や、弱者救済のためとしており、国会通信委員会の審議においても「大臣裁定制度の趣旨は、CATVの正常な発展を図るため、CATVのカバーする世帯数は非常にわずかで、指摘されているチャンネルプランの形骸化は起こっていないし、近い将来も地域免許制度の形骸化には結び付かない」と答弁している。参考人として出席した民放連は、「近い将来、大都市ではCATVが一番力を持つようになる。したがって、放送とCATVが同じような秩序の中で、同じような条件で融和しつつ競合することが必要」との意見を述べていた。あれから25年が経過し、民放とCATVをめぐる環境はどうなったであろうか。答えは自明である。当時の決議された原案には、委員会の質疑等を参酌した附帯決議が付き、国に対し「ニューメディア時代に対応し、放送に関する制度、政策全体のあり方について鋭意検討を行うこと」「再放送の同意に関する裁定に当たっては、両当事者の意見を公平かつ公正に聴取し、いやしくも恣意的にならないよう慎重に行うこと」と指示。国は「附帯決議について、今後CATV行政を推進していく上で、その趣旨を十分尊重したい」と答弁している。しかし今日までの25年間、各地で起きている民放とケーブル事業者の紛争において、抜本的な解決は図られず、当面の決着だけを目指して進んでいるように思えてならない。果たして附帯決議の趣旨をどのように尊重してきたのであろうか。ここに新放送法への移行後において、大臣裁定制度については、改めて見直しを強く要望する次第である。</p>	
--	---	--

		【福井放送（株）】	
No. 1-5	「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第 129～137 条、）	<p>【要約】 義務再放送を要しない場合の指定再放送事業者の指定解除の条件を記載すべき。</p>	<p>○ 義務再放送は、受信者利益の保護の観点から、改正放送法第 140 条第 1 項の指定を受けた有線テレビジョン放送事業者が業務区域内に受信障害が発生している区域がある場合に、義務再放送を行うことを定めたものです。また、放送法施行規則案第 130 条第 1 項の指定基準を満たさなくなったときには同規則第 134 条により指定の取り消しが行われます。</p>
		<p>【意見全文】 法第九十二条により、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は「あまねく努力義務」があるので、義務再放送を要しない場合に、以下の場合を含めるべきである。またその場合には受信障害区域における再放送の必要性が無くなるのだから、指定再放送事業者の指定解除は妥当であり、施行規則にその場合の指定再放送事業者の指定解除の条件を記載すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者等により、当該受信障害区域において、受信の障害が速やかに解消されると見込まれる場合</li> <li>2. 特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者等により、当該受信障害区域において、受信の障害が解消された場合</li> </ol> <p style="text-align: right;">【北日本放送（株）】</p>	
		<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新放送法への移行後に、大臣裁定制度の撤廃を検討するよう要望。</li> <li>・ 有テレ・地上放送両事業者間の公平性が確保されるよう関係政省令等の整備を行うべき。</li> </ul>	<p>○ 3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>
		<p>【意見全文】 今回の放送法等の改正では、（旧）有線テレビジョン放送法も統合して制度の整理・合理化を図ると共に放送の定義を有線放送を含めるよう大きく拡大しているが、基幹放送普及計画の定めにみられるように放送の地域性は引き続き確保しようとしている。当社は従来から地域免許制度や著作権法との整合性を欠く「再送信同意に関する大臣裁定制度」は廃止すべきであるとしてきたが、（改正）放送法下においては</p>	

		<p>より一層不適切であると考え。 (改正) 放送法への移行後に、この裁定制度の撤廃を検討するように改めて要望する。また (旧) 有線テレビジョン放送法に基づいた「再送信ガイドライン」は、(改正) 放送法への移行後は、形式的にも、その基本的な構造においても無効である。</p> <p>(改正) 放送法施行に当たって、地上基幹放送についてはその地域性を確保しつつ、著作権法との整合性や経済的な合理性の観点を含めて、再放送に関わる両事業者間の公平性が確保されるように、関係政省令等の整備を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送 (株)】</p>	
No. 1-6	<p>「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係 (放送法施行規則第 129～137 条、電気通信事業紛争処理委員会手続規則)</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん・仲裁制度の実効性について疑問。</li> <li>・ 大臣裁定制度の撤廃を要望。「当事者」の中に再放送が行われる放送地域の地上基幹放送事業者も含めるのが当然。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>新放送法において、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度が整備されましたが、手続きに入るかどうかや、判断基準については、両当事者の合意が必要である等、その実効性については疑問の余地が残るところであり、依然として、弊社が撤廃を求めてきた大臣裁定制度が大きな位置を占める可能性が高いと考えます。</p> <p>改めて大臣裁定制度の撤廃を要望するとともに、より実効性を高める運用規定の整備が急がれます。その際、「当事者」の中には、有線テレビ事業者、再放送同意の申請を受けた地上基幹放送事業者だけでなく、再放送が行われる放送地域の地上基幹放送事業者も含めるのが当然であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株) フジテレビジョン】</p>	<p>○ 再放送同意に係る紛争の多様化を踏まえ、個々の事案に応じた多様な紛争処理手続を整備する観点から、あっせん、仲裁制度を整備したものです。</p> <p>裁定制度に関するご意見については、3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>
No. 1-7	<p>「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」</p>	<p>【要約】</p> <p>大臣裁定制度の裁定判断基準が有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続きおよび裁定</p>	<p>○ 3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

	<p>関係（放送法施行規則第129～137条）</p>	<p>における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（平成20年4月）」を踏襲することになることについて反対。</p> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>（新）放送法と今回の放送法施行規則改正案は、ケーブルテレビ事業者が地上放送の再放送同意を求め総務大臣に裁定の申請をできる、としたものである。これは、（旧）有線テレビジョン放送法の考え方を踏襲したといえる。</p> <p>今後策定される裁定の判断基準が、同様に、「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係わる協議手続きおよび裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（平成20年4月）」を踏襲することになることについて、弊社は反対でありガイドラインの見直しを要望する。</p> <p>（理由）</p> <p>ガイドラインは、（旧）有線テレビジョン放送法の下で策定され、（旧）放送法における地上放送の県域免許制度などの考え方を反映していない。</p> <p>このため、ガイドラインは、有線テレビジョン事業が地上放送事業よりも有利なものとなっている。</p> <p>このたび、（旧）放送法と（旧）有線テレビジョン放送法が統合し（新）放送法が成立した。ガイドラインは、この（新）放送法の立法精神にのっとり、両事業の均衡を図るものでなければならない。</p> <p>なお、新設の紛争処理制度に関する判断基準の策定に当たっては同様に均衡が図られるべき、と考える。</p> <p style="text-align: right;"><b>【日本テレビ放送網（株）】</b></p>	
No. 1-8	「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」	<p><b>【要約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新放送法への移行後に、行政において大臣裁定制度を撤廃すべき。</li> <li>・ 「あっせん・仲裁制度」において、「再放送が行われる地域の地上</li> </ul>	○ 3. No. 1-2に対する「総務省の考え方」に同じです。

<p>関係（放送法施行規則第129～137条、電気通信事業紛争処理委員会手続規則）</p>	<p>民放テレビ事業者」の意見を聴取することができるよう運営規則等での担保措置を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな義務再放送制度について、指定再放送事業者が義務再放送を確実にしているかどうかを行政として確認する仕組み等その実効性を担保するための措置が必要。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>「放送」の定義を広げ、地上放送と有線テレビジョン放送を「放送」と位置づけるにもかかわらず、地上放送の根幹をなす県域免許制度と整合性を欠くケーブルテレビ再放送同意に関する「大臣裁定制度」を新放送法で存置することは不適切であることは、かねてから指摘されています。今回、地上テレビ放送の再放送同意に関する新たな紛争処理制度として、電気通信紛争処理委員会による「あっせん・仲裁制度」が新放送法で追加されたことから、新放送法への移行後に、行政において大臣裁定制度は撤廃すべきだと考えます。</p> <p>また、地上テレビ放送の区域外再放送をめぐる紛争について「あっせん・仲裁」が行われる際は、再放送同意の申し込みを受けた地上民放テレビ事業者のみならず、重要な利害関係者である「再放送が行われる地域の地上民放テレビ事業者」の意見を聴取することが不可欠です。ケーブルテレビ等の企業規模の成長、普及率の上昇は著しく、その地上放送区域外再送信が地元の地上民放テレビ事業者の経営に与える影響は極めて大きなものがあります。運営規則等でそのための担保措置が講じられるよう強く要望します。</p> <p>新放送法に盛り込まれた新たな義務再放送制度は、その実効性を担保するための措置が必要と考えます。「義務」＝義務再放送を果たす事業者には、「権利」＝紛争処理制度を使うことができるようにすることが、新放送法における有線テレビジョン放送の指定制度の趣旨とされていますが、これを担保するためには、指定再放送事業者が義務再放送を確実にしているかどうかを行政として確認、検証、公表する仕</p>	
---	---	--

		<p>組みが必要です。指定制度および義務再放送制度が形骸化することなく適正に運用される手法の確立を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 毎日放送】</p>	
No. 1-9	<p>「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第129～137条、電気通信事業紛争処理委員会手続規則）</p>	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁定制度の適用範囲を、難視聴解消に限定するなど、厳密な運用を行うよう要望。</li> <li>・ 「あっせん・仲裁制度」において、「再放送が行われる地域の地上民放テレビ事業者」の意見を聴取することができるよう運営規則等での担保措置を要望。</li> <li>・ 指定再放送事業者が義務再送信を確実にしているかどうかを行政として監視・検証する制度を設けることを要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p><b>ケーブルテレビ等の再放送（再送信）制度と紛争処理制度について</b></p> <p>大臣裁定制度は、難視聴地域において再送信が円滑に行われるよう設けられた制度と理解します。しかし、これまでの裁定案件はすべて難視聴解消とは無関係の区域外再送信に関するものであり、本来、ビジネス上の問題として民間同士で解決を図るべきものと考えます。</p> <p>裁定申請をすればケーブルテレビ事業者に再送信を認める現在の硬直した制度ではなく、ガイドラインの見直しも含め、中立公正な制度として設計し直すとともに、裁定制度の適用範囲を、難視聴解消に限定するなど、厳密な運用を行うよう要望いたします。</p> <p>今回の法改正で、再送信同意に関する新たな紛争処理制度として、電気通信事業紛争処理委員会による「あっせん・仲裁制度」が追加されましたが、その際、再送信同意を求められている地上テレビ放送事業者だけでなく、再送信が行われる地域の地上テレビ放送事業者の意見を十分反映させる仕組みを担保するよう要望いたします。</p> <p>また有線テレビジョン放送の指定制度として、義務再送信を果たす事業者のみ紛争処理制度を使うことができるよう措置されています</p>	<p>○ 3. No. 1-2 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

		が、指定再放送事業者が義務再送信を確実にしているかどうかを行政として監視・検証する制度を設けることを要望いたします。 【(株) テレビ朝日】	
No. 1-10	「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第 129～137 条）	<p>【要約】 事業者間の紛争処理に関して行政に係ることは極めて限定的であるべき。裁定制度については、より公平性を高めた制度導入を要望。</p> <p>【意見全文】 事業者間の紛争処理に関して行政に係ることは極めて限定的であるべきだと考える。紛争の処理はあくまで民・民で話し合い、解決していくことを最優先におくべきであり、大臣裁定制度は撤廃するべきである。 また、裁定制度が存続する現状においては、裁定から一定期間を経過した後に、地上放送事業者の側から見直しを請求できるような制度にするなど、より公平性を高めた制度を導入して欲しい。 【(株) TBS テレビ】</p>	○ 総務省としても、再放送同意について、まずは民民間の協議が尽くされ、解決が図られるべきと認識しています。 裁定制度に関するご意見については、3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 1-11	「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第 129～137 条）	<p>【意見全文】 裁定制度は、仲裁・斡旋制度の導入もあり、撤廃すべき。 【讀賣テレビ放送 (株)】</p>	○ 3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 1-12	「大臣裁定制度」・「あっせん・仲裁制度」関係（放送法施行規則第 129～137 条、電気通信事業紛争処理	<p>【要約】 区域外の再放送で大きな影響を受ける地元放送事業者の意向は反映されないなど、あっせん・仲裁制度の見直しを要望。運用に当たっても判断基準の変更が必要。</p> <p>【意見全文】 有線放送事業者はかつてより格段に多い加入者、接続者を持つようになり、その役割は大きくなっています。しかし、地上放送の根幹を</p>	○ 3. No. 1-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。

	委員会手続規則)	<p>なす地域免許制度と整合性を欠く再放送が行われており、地上放送事業者にとっては存立にかかわる問題となっています。新しい放送法においても旧法にあった大臣裁定を始め紛争処理制度が規定されていますが、少なくとも放送免許区域外での再放送については行政による紛争処理は馴染まず、通常の私人間の紛争と同様に処理するべきと考えます。</p> <p>新しく加わった電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん、仲裁制度においても当事者となるのは当該放送事業者と再放送を希望する有線放送事業者のみで、区域外の再放送で大きな影響を受ける地元放送事業者の意向は反映される制度となっておりません。また裁定やあっせんの結果、その意に反して放送免許区域外での再放送を同意させられる当該放送事業者にとっても私権の制限につながり、さらに放送事業者以外の第三者も含めた著作権者等の権利への侵害が日常的に発生する危険を内包していることもあり、制度の見直しを要望します。</p> <p>また、この制度を運用される場合においても放送免許区域内と区域外の影響、意味づけが違うことによる判断基準の変更が必要です。私人間の紛争では、主張する側が挙証責任を負うのが原則であり、特に区域外については、再放送の必要性、他の放送事業者等の受ける損害が受忍限度内にとどまることなどの挙証責任を再放送を希望する事業者側に負わせるなどの方策が必要と考えます。区域外で再放送を認める場合であっても、現にその地域の多くの住民が放送波による受信を行っている実態があることを前提にするべきであると考えます。また、あっせん、仲裁にあたっては放送事業者の受ける損害とその補填についても審議の内容とすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送（株）】</p>	
2. コミュニティ放送のエリア拡大関係			
No. 2-1	コミュニティ放	【要約】	○ 本案に対する賛成意見として承ります。

	送関係（放送法 施行規則別表第 5（注）八）	<p>制度改正に賛成。</p> <p>【意見全文】</p> <p>行政区域と商圈、生活圏は必ずしも一致しておらず、平成の大合併後も、このことが解決されたとは言えません。</p> <p>本来はひとつのエリアとして考えられるべき地域が、行政区によって分けられることでの弊害は様々あります。それを解決すべく、安全、安心、活性などをテーマに、広域連携が進められています。ところが、地域メディアであるコミュニティFM放送は、現行の放送法ではこの地域連携に連動できないケースが出てきます。このことが新制度によって改善されると期待できますので、制度改正に賛成します。</p> <p>【（株）エフエムきらら】</p>	
No. 2-2	コミュニティ放送関係（放送法 施行規則別表第 5（注）八）	<p>【要約】</p> <p>制度改正に賛成。</p> <p>【意見全文】</p> <p>現行制度上、コミュニティ放送の放送対象地域は、最大でも隣接する市町村までと一律に制限されているところですが、隣々接の市町村の地域であって、買い物や通学など住民の日常生活において一つのコミュニティとして確立している地域については、住民の安心・安全情報の伝達等の観点から、例外的に一つの放送対象地域として認めていただくように当協会から総務省に対し要望してきたところです。</p> <p>本改正は、当協会の要望どおりの内容であり賛成します。</p> <p>【日本コミュニティ放送協会】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
No. 2-3	コミュニティ放送関係（放送法 施行規則別表第 5（注）八）	<p>【要約】</p> <p>本改正は、希望どおりの内容であり賛成。</p> <p>【意見全文】</p> <p>現行制度上、コミュニティ放送の放送対象地域は、最大でも隣接する市町村までと一律に制限されているところですが、特に鳥取県のような地方においては、隣接の市町村の地域であっても、買い物や通学など</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。

		<p>住民の日常生活において一つの広域的なコミュニティとして住民は認識しております。</p> <p>そういった地方については、住民の安心・安全情報の伝達等の観点から、例外的に一つの放送対象地域として認めていただくことが弊社の希望でもあり、本改正は、希望どおりの内容であり賛成します。</p> <p>【(株) FM鳥取】</p>	
No. 2-4	コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）	<p>【要約】</p> <p>本改正は、希望どおりの内容であり賛成。</p> <p>【意見全文】</p> <p>現行制度上、コミュニティ放送の放送対象地域は、最大でも隣接する市町村までと一律に制限されているところですが、隣々接の市町村の地域であって、買物や通学など住民の日常生活において一つのコミュニティとして確立している地域については、住民の安心・安全情報の伝達等の観点から、例外的に一つの放送対象地域として認めていただくことが本市の希望でもあり、本改正は、希望どおりの内容であり賛成します。</p> <p>【福岡県八女市】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。
No. 2-5	コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）	<p>【要約】</p> <p>本改正は、希望どおりの内容であり賛成。</p> <p>【意見全文】</p> <p>現行制度上、コミュニティ放送の放送対象地域は、最大でも隣接する市町村までと一律に制限されているところですが、隣々接の市町村の地域であって、買物や通学など住民の日常生活において一つのコミュニティとして確立している地域については、住民の安心・安全情報の伝達等の観点から、例外的に一つの放送対象地域として認めていただくことが本市の希望でもあり、本改正は、希望どおりの内容であり賛成します。</p> <p>【福岡県久留米市】</p>	○ 本案に対する賛成意見として承ります。

<p>No. 2-6</p>	<p>コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）</p>	<p><b>【要約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ放送の制度改正は、県域FMとコミュニティ放送との区別やすみわけをいささかも揺るがすものであってはならない。</li> <li>・ 今般示された隣々接地域へのエリア拡大は、県域ラジオ局との制度上の境界を曖昧にするものであり、条件付きであっても容認できるものではない。</li> <li>・ コミュニティ放送の放送エリアの拡大は義務の確実な履行とのバランスを欠く懸念がある。</li> <li>・ 「住民のコミュニティとしての一体性」は、拡大解釈を招きかねない曖昧な概念であり、判断基準としての具体性に極めて乏しい。</li> </ul> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>5. コミュニティ放送の隣々接地域への条件付きエリア拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ放送は市区町村の一部を対象にした限定的なサービスとして制度化されたものであり、県域超短波（FM）放送とは明確な区別やすみわけが存在します。コミュニティ放送の制度改正は、この大原則をいささかも揺るがすものであってはならないと考えます。</li> <li>・ コミュニティ放送の空中線電力の上限は、当初の1Wから段階的に20Wまで緩和され、平成21年には20W超を例外的に認める制度改正もなされていますが、当連盟は一連の空中線電力緩和に対し、県域ラジオ局との制度上の境界を曖昧にするものとして慎重な取り扱いを求めてきました。今般示された隣々接地域へのエリア拡大はこれを更に助長しかねず、条件付きであっても容認できるものではありません。</li> <li>・ 新放送法において「基幹放送」と位置づけられ、災害放送義務を課されるコミュニティ放送にとって、いたずらな放送エリアの拡大は義務の確実な履行とのバランスを欠く懸念があると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件改正は、構造改革特別区域推進本部決定（平成22年1月29日）を踏まえ、コミュニティ放送の基本的な考え方を変えない範囲で、実態に即して放送区域の設定を認めるものであり、必要な改正であると考えます。</li> <li>○ なお、「住民のコミュニティとしての一体性」の概念については、県域放送との位置付けの違い、コミュニティ放送の本来の趣旨を踏まえ、曖昧な運用とならないよう、今後意見公募予定の放送関係審査基準の改正案の中で具体的かつ明確な判断基準を示す予定です。</li> </ul>
----------------	------------------------------------	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>隣々接地域へのエリア拡大の条件とされた「住民のコミュニティとしての一体性」は、拡大解釈を招きかねない曖昧な概念であり、判断基準としての具体性に極めて乏しいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
No. 2-7	コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）	<p><b>【要約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ放送の制度改正は、県域FMとコミュニティ放送との区別やすみわけをいささかも揺るがすものであってはならず、エリア拡大によりコミュニティ放送の本来の能力が損なわれることを懸念。</li> <li>今回示された隣々接地域へのコミュニティ放送のエリア拡大は、容認できるものではない。</li> </ul> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>県域超短波（FM）放送と市区町村の一部を対象にした限定的なサービスとして制度化されたコミュニティ放送とは、明確な区別やすみわけが存在します。コミュニティ放送の制度改正は、この大原則から外れるものであってはならないと考えます。</p> <p>また、「隣々接地域へのエリア拡大」を行う事により、コミュニティ放送の本来の目的である「市区町村へのきめ細かな情報提供」の能力が損なわれるのではないかと懸念されます。</p> <p>以上のことから今回示された隣々接地域へのコミュニティ放送のエリア拡大は、容認できるものではありません。</p> <p style="text-align: right;">【（株）エフエム大阪】</p>	○ 3. No. 2-6 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-8	コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）	<p><b>【要約】</b></p> <p>今回示された隣々接地域へのコミュニティ放送のエリア拡大については、慎重に対応すべき。</p> <p><b>【意見全文】</b></p> <p>コミュニティ放送は市区町村の一部を対象とした限定的なサービスとして制度化されたものと理解しています。これまで「当該区域が他</p>	○ 3. No. 2-6 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む」とされていましたが、今回条件付ながら、さらに隣接した区域にエリア拡大することは、コミュニティ放送本来の趣旨から乖離する可能性があり、慎重に対応すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)STVラジオ】</p>	
No. 2-9	コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の更なるエリア拡大にあたっては、既存放送サービスに対して影響を与えることのないよう、これまで以上に十分な配慮が必要。</li> <li>・ 災害時等緊急時には、既存放送サービスとコミュニティ放送との間で、詳細な地域情報等に於いて相互連携を図る事が可能な制度設計（制度上に努力目標として課す事も含む）も検討されるべき。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>コミュニティ放送は市区町村の一部を対象にした限定的なサービスとして制度化され、当初の送信電力が1Wであったものに対して後に2段階の規制緩和が実施され20Wまで引き上げられた経緯があります。これらはコミュニティ放送事業者等のエリア拡大の要望に呼応した緩和であったと考えます。従って今回の更なるエリア拡大にあたっては、既存放送サービスに対して影響を与えることのないよう、これまで以上に十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>一方、災害時等緊急時には、既存放送サービスとコミュニティ放送との間で、詳細な地域情報、中央からの情報、番組等に於いて相互連携を図る事が可能な制度設計（制度上に努力目標として課す事も含む）も検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ニッポン放送】</p>	○ 3. No. 2-6 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 2-10	コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣々接地域へのエリア拡大によって、県域局との役割分担が不明確になる恐れ。</li> <li>・ 「コミュニティとしての一体性」について、客観的かつ具体的な</li> </ul>	○ 3. No. 2-6 に対する「総務省の考え方」に同じです。

		<p>基準を明示すべき。</p> <p>【意見全文】</p> <p>コミュニティ放送は、広域または県域放送と明確に異なった性格を有し、それぞれが役割分担することで、総合的に放送の使命が果たせるものと考えます。</p> <p>しかし平成21年に20W超の出力を例外的に認める制度改正がなされたうえに、隣々接地域へのエリア拡大ということになれば、県域局との役割分担が不明確になる恐れがあります。</p> <p>一方、本省令案ではエリア設定の基準として「住民のコミュニティとしての一体性」をあげています。この「コミュニティとしての一体性」という表現には客観性がなく、県域局との役割分担の明確化の観点からも、「コミュニティとしての一体性」について、客観的かつ具体的な基準を明示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)文化放送】</p>	
No. 2-11	コミュニティ放送関係（放送法施行規則別表第5（注）八）	<p>【要約】</p> <p>隣接エリアへの拡大によって、県域局とのすみわけが不明確になる恐れ。</p> <p>【意見全文】</p> <p>コミュニティ放送は限定された地域に向けてのサービスであり、制度上も県域、広域の音声放送とすみ分けを明確にする必要があります。これまでもコミュニティ放送については規制の緩和がされてきましたが、隣接エリアへの拡大はこのすみ分けをきわめて不明確にすることになり、音声放送の健全な維持を危うくする恐れがあり反対せざるを得ません。また、一つのコミュニティ放送の対象市町村が広がることは、災害時に必要とされる細やかな地域情報が希薄になり、コミュニティ放送に求められる機能が果たせなくなることも大きな問題であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送（株）】</p>	○ 3. No. 2-6 に対する「総務省の考え方」に同じです。

3. 新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目関係			
No. 3-1	新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目について	<p>【要約】 申請書等の新たに追加された記入項目について、民放事業者に過度な負担とならないよう、必要最小限の記入内容とすることを要望。</p> <p>【意見全文】 7. 新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目について ・ 放送法施行規則改正案別表の「基幹放送の業務認定申請書」、「設備の状況報告書」、「重大事故の報告書」、無線局免許手続規則改正案別表の「無線局事項書」の追加項目など、新規の申請書・報告書や申請書等に新たに追加された項目については、実際の運用にあたり、民放事業者に過度な負担とならないよう、必要最小限の記入内容とすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	○ 改正放送法に規定される安全・信頼性の技術基準等の設備関係規定の施行に必要な限度において運用します。
No. 3-2	新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目について	<p>【意見全文】 別表第2号第1（無線局事項書）に新規に制定された事項（23，24，25）については、協会が無線局事項書を作成するにあたって、事務作業等の過剰な負担を課すものとならないよう、運用において十分に配慮されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	○ 3. No. 3-1に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-3	新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目について	<p>【要約】 申請書等の新たに追加された記入項目について、民放事業者に過度な負担とならないよう、必要最小限の記入内容とすることを要望。</p> <p>【意見全文】 放送法施行規則改正案別表の「基幹放送の業務認定申請書」、「設備の状況報告書」、「重大事故の報告書」、無線局免許手続規則改正案別表の「無線局事項書」の追加項目など、新規の申請書・報告書や申請書等に新たに追加された項目については、民放事業者に過度な負担とならないよう、実際の運用にあたっては必要最小限の記入内容とするよ</p>	○ 3. No. 3-1に対する「総務省の考え方」に同じです。

		う要望します。  【(株) 毎日放送】	
No. 3-4	新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目について	<p>【要約】 「設備の状況報告書」等の新規の報告書に関し、放送事業者に大きな負担とならないよう、必要最小限の記入内容とすべき。</p> <p>【意見全文】 放送法施行規則改正案別表の「設備の状況報告書」、「重大事故の報告書」、等の新規の報告書に関し、実際の運用上に於いて、放送事業者に大きな負担とならないよう、必要最小限の記入内容とすべきと考えます。</p> <p>【(株) エフエム大阪】</p>	○ 3. No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-5	新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目について	<p>【要約】 申請書等の新たに追加された記入項目について、民放事業者に過度な負担とならないよう、必要最小限の記入内容とすることを要望。</p> <p>【意見全文】 放送法施行規則改正案別表に示された多岐にわたる新規の申請書・報告書等については、実際の運用にあたり放送事業者に過度な負担とならないよう、必要最小限の記入内容にするなどの配慮を望みます。</p> <p>【(株) ニッポン放送】</p>	○ 3. No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
No. 3-6	新規の申請書・報告書および申請書等の新規項目について	<p>【意見全文】 今後の実際の運用での具体的な記載事項の詳細に関しては、過度の事務負担とならないよう要望します。</p> <p>【讀賣テレビ放送 (株)】</p>	○ 3. No. 3-1 に対する「総務省の考え方」に同じです。
4. 放送用周波数使用計画関係			
No. 4-1	放送用周波数使用計画改正案について	<p>【要約】 76MHz から 90MHz の運用について、関東総合通信局管内の置局基準の変更を要望。</p>	○ 本件ご要望は、今回の改正事項と関係するものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

		<p><b>【意見全文】</b></p> <p>放送用周波数使用計画によれば、76MHz から 90MHz の周波数帯において放送用とされているものの、関東地方においては一部の例外を除き、85.0MHz 以上の周波数に免許が与えられていません。</p> <p>この件について、関東総合通信局担当官によれば、アナログテレビ放送(170MHz~176MHz=4ch)への2倍高調波による干渉防止や、VHF Lowバンドのテレビ放送への干渉防止のためとの説明を受けていますが、近畿総合通信局においては89.9MHzまでFM放送が免許されているのは周知の事実であります。本件について、「近畿地区には1ch(90MHz~96MHz)を利用しているテレビ放送局がないことを理由に挙げられることが多いようですが、近畿地区のアナログ4chには毎日放送が存在しており、関東の説明と矛盾します。</p> <p>これらの事実を鑑みると、本来全国で平等かつ画一的でなければならないはずの電波利用の条件が関東と近畿で大いに違うことになり、電波利用の平等性を著しく欠いている状況であると言わざるを得ません。</p> <p>関東に目を戻すのであれば、本年3月11日に発生した東北・関東大震災をきっかけに、ラジオ放送、とくにコミュニティ放送に対する注目が高まっており、阪神・淡路大震災直後に発生したい、所謂「コミュニティ放送開局ブーム」が起きると言って間違いのない情勢です。特に今回の震災は東京23区内を含む関東地方の一部も被害を受けていることもあり、今後予想されている東京湾直下型地震などへの対策として、特に首都圏での動きが活発となると思われます。そうなった場合、現在の85.0MHz以上を利用させないという関東総合通信局管内の置局基準では、各地元の要望に十分答えることができず、結果として電波が有効活用されない事態に陥るのは必須であると考えます。</p> <p>前出の近畿地区の例を上げるまでもなく、関東地区の置局基準はもはや根拠がないといっても過言ではなく、平時の放送はもとより災害</p>	
--	--	--	--

		<p>時の救援活動を妨げる結果となり、ひいては国益を害していると断ぜざるを得ません。</p> <p>私ども足立 FM 開局準備会を始め、首都圏でコミュニティ放送開局に向けて地道な努力をしている各団体の努力が一日も早く報われるよう、一刻も早くこの置局基準を撤廃し、本来の放送用周波数使用計画に基づいた利用が可能になるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【足立エフエム開局準備会】</p>	
<b>5. その他（放送法施行規則関係）</b>			
No. 5-1	放送番組の保存の適用除外（第8条）	<p><b>【要約】</b> 番組保存の適用除外について、番組供給元との契約により委託保存を行うことも可能な旨を明確化すること等を要望。</p> <p><b>【意見全文】</b> 有線テレビジョン放送法と放送法の統合により、一般放送事業者が自ら制作・編集する自主放送番組も保存義務の対象になりますが、ケーブルテレビ事業者の自主放送番組には、他者からの供給を受けてそのまま放映する番組も多く、この保存方法について、番組供給元との契約により委託保存を行うことも可能な旨を明確化する等して頂きますよう要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ 新放送法第10条は、放送事業者は放送番組の放送後三ヶ月間は、番組審議機関など関係者が確認できるようその放送番組を保存することを定めており、旧有線テレビジョン放送事業者も対象としているものです。</p> <p>多チャンネルの放送を行う有線テレビジョン放送事業者においては、特定のチャンネルを確保して、そのチャンネル単位で他からの配信を受けて放送を行っている事例が多くあります。このような場合に、有線テレビジョン放送事業者が供給元にその保存を委託し、それを確認できるようにしておくことは、法律の規定の履行の手段となりうるものと考えております。</p> <p>旧有線テレビジョン放送事業者においても、法律の趣旨を踏まえて適宜適切にその放送番組を確認できるようにしていただく必要があると考えております。</p>
No. 5-2	設備に関する報告（第105条）	<p><b>【要約】</b> 設備の報告について従来以上の負担にならないよう要望。</p>	<p>○ 改正放送法に規定される安全・信頼性の技術基準等の設備関係規定の施行に必要な限度におい</p>

		<p><b>【意見全文】</b>  これまで慣例として行っている総合通信局への報告を制度化した  ものと思われるので、今後の実際の運用と詳細に関しては、従来以上  の負担にならないようすべきである。</p> <p style="text-align: right;"><b>【讀賣テレビ放送（株）】</b></p>	<p>て運用します。</p>
No. 5-3	ラジオ放送の定義（第 111 条、及び第 120 条）	<p><b>【意見全文】</b>  第111条及び第120条にラジオ放送の定義が異なる形で書かれてありますが、仮に同じ内容を意味するのであれば、誤解のないよう適切な規定とされるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【日本放送協会】</b></p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送法施行規則第 111 条第二号を「一の有線放送施設（略）に係る引込端子の数が五〇一以上の規模の有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、それを再送信することを含む。）以外のものをいう。」と修正し、</li> <li>・ 放送法施行規則第 120 条のラジオ放送の定義部分の「（当該放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送を含む。以下同じ。）」を「（その多重放送を含む。）」に修正します。</li> </ul>
No. 5-4	再放送関係（第 129 条～第 134 条）	<p><b>【要約】</b>  省令施行後の一定期間においては、「みなし指定事業者」の業務区域の変更等に対する柔軟な対応を要望。</p> <p><b>【意見全文】</b>  登録一般放送事業者は、指定を受け義務再放送を行うこととなりますが、再放送を適切に行うことが困難な場合には義務再放送を要しないとされています。義務再放送を要しない正当な理由として、受信障害区域に限定した再放送を技術的に行えない場合、指定再放送事業者がその責めに帰することができない事由により再放送を行うことが著しく困難な場合が規定されておりますが、施行のタイミングまでに業務区域内の上記に該当する区域の特定は現実的には困難かと思われま</p>	<p>○ 義務再放送制度の運用に係るご意見として承ります。</p> <p>放送法等の一部を改正する法律附則第五条第 6 号により指定を受けたものとみなされる者と法施行後に指定を受けた者の義務再放送に係る責務は同等のものです。なお、これに関連しまして、指定に係る区域について、当該みなされる者についても放送法施行規則第 129 条及び第 130 条第 1 項第二号と同等の取り扱いとなることを明確に示す観点から、①現行有線テレビジョン放送法施行規則別記第一により許可されている施</p>

		<p>す。つきましては、省令施行後の一定期間においては、「みなし指定事業者」の業務区域の変更等に対し、柔軟に対応して頂きたいと思ます。</p> <p>【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>設区域が指定区域となること、②原則として許可されている施設設置完了予定に沿って施設区域を業務区域とすること（当該許可後の市町村合併はこの取り扱いに影響を及ぼすものではない）を省令附則に明記します。</p>
No. 5-5	<p>（有料放送業務の休廃止に関する周知）第 143 条</p>	<p>【要約】</p> <p>周知方法として、受信者の住居を回って書面をポスティングする方法も認められることを明確化すべき。</p> <p>【意見全文】</p> <p>放送法施行規則改正案第 143 条についてですが、周知方法として、受信者の住居を回って書面をポスティングする方法も認められることを明確化すべきだと思ます。同条第 1 号又は第 3 号に含まれると思ます。どちらに含まれるのかははっきりしません。</p> <p>【個人】</p>	<p>○ ご指摘の「受信者の住居を回って書面をポスティングする方法」は、放送法施行規則第 143 条第 1 項第 3 号の「その他の手段による書面の送付」に該当しますが、受信者の住居等において、書面を直接手交した場合には、同条第 1 号の「訪問」に該当します。</p>
No. 5-6	<p>認定放送持株会社制度関係（第 152 条～第 179 条）</p>	<p>【要約】</p> <p>新放送法で基幹放送のハード・ソフト一致／分離が選択可能となったこと等に伴い、認定放送持株会社制度について、従来の同制度との齟齬が生じないようにすることを要望。</p> <p>【意見全文】</p> <p>8. 認定放送持株会社制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新放送法で基幹放送のハード・ソフト一致／分離が選択可能となったこと等に伴い、放送法施行規則改正案第 152 条「子会社である基幹放送事業者に準ずるもの」の範囲など、認定放送持株会社制度関連規定について、従来の同制度との齟齬が生じないようにすることを要望します。</li> </ul> <p>【日本民間放送連盟】</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、放送法施行規則第 152 条第 4 号の「子会社である基幹放送局提供事業者」を「子会社等である基幹放送局提供事業者」に修正します。</p>
No. 5-7	<p>子会社である基幹放送事業者に</p>	<p>【要約】</p> <p>「基幹放送事業者に準ずるもの」の定義の変更を要望。</p>	<p>○ 3. No. 5-6 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

	準ずるもの（第152条）	<p>【意見全文】</p> <p>「基幹放送事業者に準ずるもの」として、「関連会社である基幹放送局提供事業者」と「基幹放送局提供事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等」を加えるよう要望します。</p> <p>【(株)フジテレビジョン】</p>	
No. 5-8	書類の提出等（第184条）	<p>【要約】</p> <p>第113条と115条の設備関係の報告について協会についても総合通信局長を経由して報告を行うことが適当。</p> <p>【意見全文】</p> <p>改正放送法第113条と115条の設備関係の報告については、現状の運用実態を踏まえ、協会についても総合通信局長を経由して報告を行うことが適当と考えますので、その旨適切に対処されるよう要望します。</p> <p>【日本放送協会】</p>	○ ご指摘を踏まえ、協会による設備関係の報告について、現状の運用実態を踏まえ総合通信局長を経由して報告を行えるよう、第184条を修正します。
No. 5-9	基幹放送の区分（別表第5）	<p>【要約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ多重放送に関する規定を削除しないよう要望。</li> <li>難視聴解消を目的とする放送に関する規定の削除を要望。</li> </ul> <p>【意見全文】</p> <p>「五 放送の種類による基幹放送の区分」及び（注）において、アナログの多重放送が削除されていますが、アナログ放送は平成23年7月24日までは継続されるものなので、適切な規定にされるよう要望します。</p> <p>「七 放送番組による基幹放送の区分」にある「(5)難視聴解消を目的とする放送」は、従前より、協会が衛星第2放送で行っていた地上放送の難視聴解消放送であり、当該放送は、総務大臣の認可を受けて平成23年4月1日で放送を終了し、省令改正の時点ですでに存在しない放送区分ですので、削除されることを要望します。</p> <p>【日本放送協会】</p>	<p>○ 「アナログの多重放送」については削除しないよう修正します。</p> <p>○ NHKの衛星基幹放送の在り方について、今後、難視聴世帯の状況も踏まえて必要に応じて見直すこととしていますので、「難視聴解消を目的とする放送」を基幹放送の区分として残しているものです（この見直しの趣旨は、平成23年3月5日にパブリックコメントに付した基幹放送普及計画案第1の1（1）イA（A）eにも記述しているところです。）。</p>

